

鹿屋市告示第 137 号

鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等実施要綱の一部を改正する要
綱を次のように定めた。

令 和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令 和 8 年 4 月 1 日 決 裁

鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等実施要綱の一部を改正する要綱
鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等実施要綱（平成24年鹿屋市告示第46号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「前年度の」を削る。

第6条第3項及び第4項中「翌年度の5月31日」を「末日」に改め、同条第5項中「末日」を「3月10日」に改める。

第7条第3項中「ポイント手帳を添付の上、鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント及び介護人材確保ポイント活用申出伝達書（別記第5号様式）により、転換交付金等の交付の可否を管理機関に伝達するものとする。」を「当該交付金等申請者の蓄積した評価ポイントの換金等を行い、年度ごとに10,000円を上限として、交付金等申請者に対して転換交付金等を交付するものとする。」に改め、同条第4項中「この場合において、管理機関は、」を「市長は、前項の交付をした場合、」に改め、同項前段を削り、同条中第5項を削り、第6項を第5項とし、同条第7項ただし書を削り、同項の表中「又は1,000円相当の物品」、「又は2,000円相当の物品」、「又は3,000円相当の物品」、「又は4,000円相当の物品」、「又は5,000円相当の物品」、「又は6,000円相当の物品」、「又は7,000円相当の物品」、「又は8,000円相当の物品」、「又は9,000円相当の物品」及び「又は10,000円相当の物品」を削り、同項を同条第6項とする。

第8条第9項中「前条第7項」を「前条第6項」に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第7条関係）

登録番号	
------	--

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者

住所	鹿屋市
氏名	

鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント及び介護人材確保ポイント
活用申出書

私は、鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等実施要綱第7条第1項の規定により、下記のとおりポイント手帳を添えて高齢者元気度アップ・ポイント等の活用を申し出ます。

記

被保険者番号(65歳以上のみ)		
氏 名		
活用ポイント (端数切り捨て)	換算後の高齢者元気度アップ・ポイント	ポイント
	換算後の介護人材確保ポイント	ポイント
	合 計	ポイント

注)活用ポイント欄には、端数を切り捨てた換算後のポイント数を記入してください。

※振込依頼先口座

①過去に振込実績のある以下の口座に振込希望の場合は右の欄に○をつけてください。(新たに下部(②)に記入する必要はありません。)

--

--	--	--	--

②口座の変更及び初めて口座振込を希望される方は以下の欄をご記入ください。

銀 行 金 庫 信用組合 農 協	本 店 支 店 出張所 支 所	数字を選択	口 座 番 号					
		1 普通						
		2 当座						
		3 その他						
フリガナ								
口座名義人								

別記第 5 号様式を削る。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。